

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の認定事務取扱要領

1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関(以下「指定金融機関(注1)」という。)と金融取引を行っている鷹栖町内の中小企業(法人の場合は「本店登記が鷹栖町内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が鷹栖町内にあること」が必要です。)で、次の(1)(2)(3)いずれにも該当すること。

- (1)指定金融機関からの直近(注2)の借入金残高(注3)が金融機関からの直近の総借入金残高(注4)に占める割合が10%以上であること。
- (2)指定金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10%以上減少していること。
- (3)金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること。

注1)指定金融機関は、経済産業省告示「指定金融機関リスト」によるものとします。指定期間は原則6か月間です。1月1日に1～6月指定分、7月1日に7～12月指定分が中小企業庁のホームページ http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_7gou.htm に掲載されます。指定期間内に認定申請を行うことが必要です。

注2)「直近」は、申請日から1か月以内とします。

注3)「指定金融機関からの直近の借入金残高」及び「金融機関からの直近の総借入金残高」には、割引手形(手形割引)、商業手形、支払承諾の金額は含めません。

注4)「金融機関からの直近の総借入金残高」でいう「金融機関」は、銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、信用金庫及び信用金庫連合会、労働金庫及び労働金庫連合会、信用協同組合及び信用協同組合連合会、農業協同組合及び農業協同組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会、農林中央金庫、保険会社、信託会社とします。なお、日本政策金融公庫(旧国民生活金融公庫、旧中小企業金融公庫、旧国際協力銀行)、沖縄振興開発金融公庫、独立行政法人中小企業基盤整備機構は、ここでいう「金融機関」に含まれないため、これらの機関からの借入金残高は「金融機関からの直近の総借入金残高」に含めません。

2 認定申請手続について

- (1)中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書(様式第7)に必要な事項をご記入・押印のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。法人の場合は社判・代表者印、個人の場合は実印をお持ちください。

※提出書類

- ①中小企業信用保険法第2条第5項第7号の規定による認定申請書 2通
- ②現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し(法人の場合) 1通
- ③直近の決算書(法人)、確定申告書(個人事業者)の写し 2期分
- ④許認可証の写し(許認可が必要な業種の場合) 1通
- ⑤金融機関発行の残高証明書の写し(直近(申請日から遡って概ね3か月前まで)及び前年同期の借入先金融機関全ての借入金残高証明書) 各1通(2期分)

※特段の事情があれば返済明細書等の写しでも可とします。(金融機関が残高証明書の発行に応じない場合、申請に必要な残高証明書の数が非常に膨大な量になる場合など)

- (2)①の認定申請書の1通は、鷹栖町公印を押印して、原則当日中に交付いたします(残りの1通は鷹栖町の控えとなります)。なお認定事務は当日の窓口の状況により、後日交付になる場合があります。
- (3)認定書は、有効期間内(30日間)に信用保証協会に提出してください。

【申請・お問い合わせ先】

鷹栖町産業振興課商工観光係

所在地； 上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号

電話； 0166-74-3582 (内線 252・257) F A X； 0166-87-2850

